別記第２　学生の受入に係る点検・評価項目及び分析における観点

|  |  |
| --- | --- |
|  | 評価 |
| １．入学者受入の方針において，「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること。  ・入学者受入の方針において，以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。  ①求める学生像については，入学前に学習しておくことが期待される内容が明示されている。  ②入学者受入方針を具現化するために「採点・評価基準」「合否判定基準」を明示している。  ③学士課程については，本学の一員となって学び続ける意欲を持つ学生を求めるための受け入れ方針として「学力の３要素（①知識・技能，②思考力・判断力・表現力，③主体性・多様性・協働性）」を踏まえたものを明示し，その方針に基づき学部ごとに適切な選抜方法を定めている。 |  |
| ２．入学者受入の方針に沿って，受入方法を採用しており，実施体制により公正に実施していること。  ・学士課程では学部入試の種類ごとに，入学者選抜の方法（学力検査，面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。  また，大学院は，各研究科において入学者選抜の方法（学力検査，面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。  ・面接が含まれている場合は，面接要領等があることを確認する。  ・実施体制の整備状況（組織の役割，構成，人的規模・バランス，組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。 |  |
| ３．入学者受入の方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており，その結果を入学者選抜の改善に役立てていること。  ・入試に関する研究委員会等，検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。 |  |
| ４．実入学者数が，入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る状況になっていないこと。  ・学生募集を行う組織単位ごとの過去５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。  ・学部又は研究科の単位において，実入学者数が「入学定員を大幅に超える，又は大幅に下回る」状況になっている場合は，その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 |  |
| ５．国立大学法人三重大学学則第４０条第２項又は三重大学大学院学則第１５条第２項に規定する者の入学（以下「飛び入学」という。）を行っている場合，制度が適切に運用されていること。  ・大学への飛び入学においては，特に優れた資質の認定に当たって，高等学校の校長の推薦を求める等，制度の適切な運用を工夫しているか。  ・大学院への飛び入学においては，優秀な成績で修得すべき研究科が定める単位をあらかじめ公表する等，制度の適切な運用について配慮しているか。 |  |

|  |
| --- |
| 上記の評価項目について，自己点検を行い，自己評価（２段階評価）を行う。  　〇評価　Ａ：該当項目を満たしている。  Ｂ：該当項目を満たしていない。（改善が必要） |

|  |
| --- |
| 【報告事項】  ※対象年度における取組状況（課題の改善状況及び特筆した成果等の状況を含む）又は現在の状況につい  て，総括したうえ簡潔に記載。 |
|  |

|  |
| --- |
| 【改善すべき点とその改善方策】  ※自己点検の結果，評価Ｂの項目があった場合はその内容（どの項目についてか分かるように記載）と改善の方策（現在検討中でも可）を記載。 |
|  |